

横浜地裁総第292号

令和5年3月20日

池田達彦様

横浜地方裁判所長 足立



司法行政文書不開示通知書

令和3年3月15日付け（同月17日受付）で申出があり、同年8月13日付け及び同年12月10日付けで補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
  - (1) 2011年1月1日から2020年12月31日までの10年間（同期間のうち一部について存在する場合にはその部分）における横浜地方裁判所管内の本庁及び各支部を第1審とする民事事件及び刑事事件の各判決に対する控訴率及び東京高等裁判所における同判決の破棄率について分かる文書（全情報ではなくその一部のみが分かる文書であればその文書を含む）
  - (2) 2011年1月1日から2020年12月31日までの10年間（同期間のうち一部について存在する場合にはその部分）における横浜地方裁判所管内の本庁及び各支部の各裁判官の1年ごとの事件配点数（新受及び係属中の事件の別が分かる場合、民事事件及び刑事事件の別が分かる場合にはそれぞれ）が分かる文書（全情報ではなくその一部のみが分かる文書であればその文書を含む）
  - (3) 請求日現在に至るまでに横浜地方裁判所内の裁判官会議等を含む各種会議（ただし、第一審強化方策横浜地方協議会を除く。）において、横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判を導入すべきか否かを検討した会議の有無、有る場合

にはその議題（議案）、審議内容及び審議結果が分かる文書（全情報ではなくその一部のみが分かる文書であればその文書を含む）

- (4) 請求日現在に至るまでに横浜地方裁判所と上級庁との各種会議において、横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判を導入すべきか否かを検討した会議の有無、有る場合にはその議題（議案）、審議内容及び審議結果が分かる文書（全情報ではなくその一部のみが分かる文書であればその文書を含む）
- (5) 2018年1月1日から2020年12月31日までの3年間（同期間のうち一部について存在する場合にはその部分）において、専門部への配転を理由とする横浜地方裁判所管内の各支部から本庁に回付された事件数が分かる文書（全情報ではなくその一部のみが分かる文書であればその文書を含む）

## 2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1)及び(2)の文書は、作成又は取得していない。
- (2) 1の(3)の文書は、存在しない。
- (3) 1の(4)及び(5)の文書は、作成又は取得していない。

(担当) 横浜地方裁判所事務局総務課 電話045(664)8780